

令和7年度 就学援助について（お知らせ）

廿日市市では、小・中学生の保護者に対し、経済的な理由によって就学が難しいと認められる場合に学用品費や給食費などの援助を行っています。

1 援助を受けることができる方

次のア又はイに該当する児童又は生徒の保護者で、下表の区分1～8の項目のいずれかに該当する方が対象となります。

- ア 廿日市市立の小学校、中学校に在学する児童又は生徒の保護者
イ 他の市町立の小学校、中学校に在学している児童又は生徒の保護者であって廿日市市に住所を有する方

区分	申請理由	申請に必要な証明書类等
1	生活保護を受給している。	☐ 被保護者証明書の写し
2	生活保護が停止又は廃止となった。（令和6年4月以降）	☐ 保護停止・廃止通知書の写し
3	児童扶養手当を受給している。（ひとり親家庭）	☐ 児童扶養手当証書の写し ＊有効期限と受給者氏名の記載されたページ見開きをコピーしてください。
4	世帯員全員が国民年金保険料又は国民健康保険税の減免を受けている。 （国民年金又は国民健康保険に加入していない60歳以上の世帯員がいる場合には、「区分6 経済的に就学困難な状態である。」の理由で申請してください。）	☐ 国民年金保険料又は国民健康保険税免除・減免通知書の写し（国民年金保険料減免の場合、世帯員全員分（学生を除く）の、氏名と免除減免内容の入ったハガキの見開きをコピーしてください。） ☐ 高校生以上の学生は学生証の写し（区分5※と同様）
5	市民税が減免となっている。（世帯員全員）	☐ 市民税減免決定通知書の写し
	個人事業税が減免又は徴収猶予となっている。	☐ 個人事業税減免決定通知書の写し
	固定資産税が減免となっている。 （家屋新築による減額ではありません。）	☐ 固定資産税減免決定通知書の写し
	市民税が非課税である。 （世帯員全員） 令和7年1月1日に 廿日市市に住民票があった世帯員 令和7年1月1日に 他の市町村に住民票があった世帯員 ＊提出は任意ですが、提出がない場合には、審査基準に加算しません。 ＊県営住宅に居住している場合は、令和7年度の県営住宅収入認定・家賃決定通知書の写しを、市営住宅に居住している場合は、令和7年度の収入認定通知書の写しを添付してください。	☐ 所得課税証明書は不要 （令和6年分の所得で審査します。） ☐ 所得課税証明書（令和6年分の所得で審査します。） ＊住民票のあった市町村で発行された所得課税証明書（原本）を提出してください。 ＊無職の方など所得のない場合も必要となります。 （別途発行手数料が必要です。源泉徴収票は不可。） ☐ 高校生以上の学生は学生証の写し ＊提出がない場合は、所得審査を行います。 ☐ 賃貸住宅の契約書の写し（賃貸住宅に居住している場合） ＊住所・借主・貸主・契約期間が記載されている最新の契約書の写しを添付してください。 （借主は、申請者又は同一生計の方に限ります。）
6	経済的に就学困難な状態である。 （所得の目安額は、表下※1を参照してください。）	「区分5 市民税が非課税」と同じ書類
7	生活福祉資金の貸付の決定を受けている。 （令和6年4月以降）	☐ 生活福祉資金貸付決定通知書の写し
8	特別な事情がある。 （災害で被災した方など）	「区分5 市民税が非課税」と同じ書類 ☐ 事情が説明できる書類（罹災証明書など） （まずは学校教育課へご相談ください。）

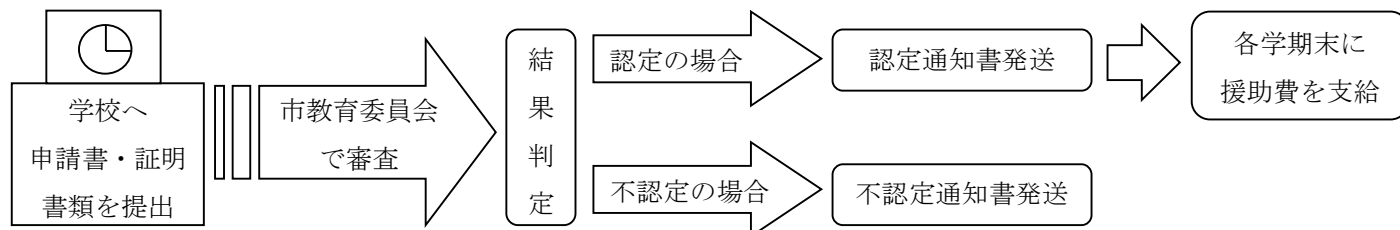
※1. 区分6「経済的に就学困難な状態」 所得のおおまかな目安額（賃貸住宅の契約書の写しを提出した場合）

世帯人員	3人	4人	5人	6人以上
年間総所得 （年間総収入）	約250万円 （約360万円）	約300万円 （約430万円）	約350万円 （約500万円）	一人増えるごとに 約40万円増

- ※ 年間総所得額は、世帯員全員の所得を合算した額です。
※ 上記の目安額は、世帯の年齢構成等によって異なりますので、一律の基準ではありません。
※ 目安額は、生活保護の基準金額の改定等により、年度によって変わります。

2 就学援助費支給までの流れ

「就学援助を受けたい」と思ったら…



3 申請方法及び注意事項について

(1) 申請書に申請理由を証明する書類を添付して、**在籍している小・中学校**へ、提出してください。

なお、廿日市市立以外の小・中学校に就学する場合は、直接教育委員会学校教育課に提出してください。

(2) 申請は随時受け付けています。

認定日は、申請書及び証明書類を受け付けた日の属する月の翌月1日になります。

(3) 住民票が別であっても、**同じ住所地に住んでいる方々(同居人)も所得審査の対象**となります。**ただし二世帯住宅等で光熱水費が別契約であることが確認できる書類を添付された場合には、「生計を一にしていない」として別世帯とします**(電気料金等の同年同月同一内容で契約者名が確認できる領収書をA4用紙1枚に収まるよう並べてコピーしたものを添付してください。)。世帯分離をしている家族の方で、令和7年1月1日に住民票が廿日市市にない場合、**所得課税証明書(原本)**の提出が必要です。また、親子関係にある方が単身赴任等で住所地が異なる場合も、単身赴任者の住所地の所得課税証明書を提出してください。

(4) **書類に不備がある場合は、教育委員会で申請書の受付ができないため返却します。**必要書類がすべて添付された申請書類の提出をもって受付とするため、**認定月が遅れる場合があります**ので、ご了承ください。

※ 書類を返却する場合には、ご連絡いたします。

4 援助費の内容(金額は令和7年度の年額です)

援助費の支給時期は、各学期末となります。(※就学援助費で、**学校諸費全額をまかなうことはできません。**)

区 分		学用品費等 (年額)	学校給食費	修学旅行費	野外活動費 (宿泊を伴う)	通学費	学校病 医療費
小 学 校	1 年	13,230円	給食費の 全額	実費 (限度額あり)	交通費及び 見学科 (限度額あり)	学期ごとの 定期券代	医療費の 全額 (健康保険 使用)
	2～6年	15,500円					
中 学 校	1 年	25,040円					
	2・3年	27,310円					

※ 通学費は、指定学校への片道の通学距離が小学校4km、中学校6km以上の児童生徒が対象となります。

※ 学用品費等は、年度途中から認定された場合、**認定された月からの月割り支給となります。**

※ 学校病医療費の支給対象となる病気は、う歯(むし歯)(う歯予防の治療を除く)・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・結膜炎(アレルギー性を除く)・トラコーマ・白癬・疥癬・膿か疹及び寄生虫病に限られます。

5 支給されるもの

申請者(保護者) の住所地	在籍する学校	支給されるもの	生活保護を受けている 場合に支給されるもの
廿日市市	廿日市市立の 小中学校	学用品費等、新入学学用品費等、学校給食費、 修学旅行費、野外活動費、通学費、学校病医療費	修学旅行費、学校病医療費
	他の市町村立の 小中学校	学用品費等、新入学学用品費等、 修学旅行費、野外活動費	修学旅行費
他の市町村	廿日市市立の 小中学校	学校給食費、学校病医療費	学校病医療費

添付書類等で不明な点がある場合は、廿日市市教育委員会 学校教育課まで
廿日市市下平良一丁目11番1号 廿日市市役所4階 電話(0829)30-9202